

京都府スポーツ推進審議会傍聴要領

平成23年10月21日
京都府スポーツ推進審議会

1 趣旨

この要領は、京都府スポーツ推進審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として10名以内とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、会議開会予定時刻の30分前までに受付を済ませ、事務局の指示に従って会場に入場すること。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、会長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2) により傍聴申込書を提出した者の数が(1)に定める人数を超えるときは、傍聴申込書が提出された順に傍聴人を決定する。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ア みだりに傍聴席を離れること。
 - イ 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - エ 写真、映画等の撮影、録音等を行うこと。ただし、あらかじめ会長の許可を受けたときは除く。
 - オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
 - イ この要領に違反し、会長が退場を命じた場合
- (3) 傍聴後、京都府スポーツ推進審議会の内容に関する質問や意見がある場合は、事務局(京都府教育庁指導部保健体育課)に申し出ること。

4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。